

議案第38号

目黒区中小企業センター条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成30年6月18日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区中小企業センター条例の一部を改正する条例  
目黒区中小企業センター条例（昭和49年3月目黒区条例第16号）の一部  
を次のように改正する。

第4条第1項第1号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

前条第3号及び第4号（別表に規定する施設（以下「ホール等」という。）  
の利用に係る部分に限る。）に掲げる事業

第4条の3中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号とし  
て次の1号を加える。

(1) 第3条第3号に掲げる事業に関する業務

第10条第1項を次のように改める。

第8条に定める使用料は、次の各号のいずれかに該当するときは、免除す  
る。

(1) 区が行政目的のために利用するとき。

(2) 第4条の3の規定により指定管理者に管理の業務を行わせている場合に  
おいて、当該指定管理者が第2条に定める目的を効果的に達成するために  
必要な範囲で利用するとき。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(説明) 指定管理者に行わせる業務の範囲を拡大し、その業務に係る休業日  
を見直すとともに、指定管理者が利用する施設の使用料に係る免除規定を設

けるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区中小企業センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(休業日等)</p> <p>第4条 中小企業センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、区長は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>(1) <u>前条第3号及び第4号(別表に規定する施設(以下「ホール等」という。)の利用に係る部分に限る。)</u>に掲げる事業</p> <p>ア・イ (現行に同じ。)</p> <p>(2) (現行に同じ。)</p> <p>2・3 (現行に同じ。)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条の3 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、中小企業センターの管理に関する業務のうち、次の業務を行わせることができる。</p> <p>(1) <u>第3条第3号に掲げる事業に関する業務</u></p> <p>(2) (現行に同じ。)</p>	<p>(休業日等)</p> <p>第4条 中小企業センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、区長は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>(1) <u>第3条第4号に規定する事業(別表に規定する施設(以下「ホール等」という。))の利用に係るものに限る。)</u></p> <p>ア・イ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条の3 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、中小企業センターの管理に関する業務のうち、次の業務を行わせることができる。</p> <p>(1) (省略)</p>

(3) (現行に同じ。)

(使用料の減免)

第10条 第8条に定める使用料は、次の各号のいずれかに該当するときは、免除する。

(1) 区が行政目的のために利用するとき。

(2) 第4条の3の規定により指定管理者に管理の業務を行わせている場合において、当該指定管理者が第2条に定める目的を効果的に達成するために必要な範囲で利用するとき。

2 (現行に同じ。)

(2) (省略)

(使用料の減免)

第10条 第8条に定める使用料は、区が行政目的のために利用するときは、免除する。

2 (省略)